

介護保険制度等が変わります

介護保険法等の改正により、制度の一部が変更されます。

65歳以上の人の保険料は、市の介護サービスにかかる費用等から算出された「基準額」をもとに、みなさんの所得に応じて決まります。介護保険のサービスを受ける人や高齢者の人数の増減により変化するため、介護保険料は3年ごとに見直されます。



▶ 介護保険料の決め方(基準額の算定方法)

「基準額」とは、各所得段階において保険料を決める基準となる額のことです。

所得段階は本人と世帯の課税状況に応じて決められています。

$$\begin{array}{c} \text{基準額} \\ \text{6万2400円} \\ \text{(年額)} \end{array} = \begin{array}{c} \text{市で介護保険の} \\ \text{給付にかかる費用} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{65歳以上の人の} \\ \text{負担割合分(23\%)} \end{array}$$

市の65歳以上の人数

▶ 令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの介護保険料(所得段階別)

所得段階	対象者		介護保険料(年額)		
第1段階	生活保護受給者		1万2480円 基準額×0.20		
	本人が 市民税 非課税	世帯全員が 市民税 非課税		●老齢福祉年金受給者 ●本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額(年金雑所得分を除く)の合計が80万円以下の人	
本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額(年金雑所得分を除く)の合計が80万円を超え120万円以下の人			2万1840円 基準額×0.35		
本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額(年金雑所得分を除く)の合計が120万円を超える人			3万7440円 基準額×0.60		
第4段階		世帯内に 市民税 課税者が いる	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額(年金雑所得分を除く)の合計が80万円以下の人	4万9920円 基準額×0.80	
第5段階			本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額(年金雑所得分を除く)の合計が80万円を超える人	6万2400円 基準額(月額5200円)	
第6段階		本人が 市民税 課税	本人の前年 の合計所得 金額が	120万円未満の人	7万1760円 基準額×1.15
第7段階				120万円以上210万円未満の人	8万1120円 基準額×1.30
第8段階				210万円以上320万円未満の人	9万3600円 基準額×1.50
第9段階				320万円以上420万円未満の人	10万6080円 基準額×1.70
第10段階				420万円以上520万円未満の人	11万8560円 基準額×1.90
第11段階	520万円以上620万円未満の人			13万1040円 基準額×2.10	
第12段階	620万円以上720万円未満の人			14万3520円 基準額×2.30	
第13段階	720万円以上820万円未満の人			14万9760円 基準額×2.40	
第14段階	820万円以上920万円未満の人			15万6000円 基準額×2.50	
第15段階	920万円以上1020万円未満の人			16万2240円 基準額×2.60	
第16段階	1020万円以上の人	16万8480円 基準額×2.70			

▶ 介護保険サービス等利用額のお知らせの終了

介護給付の適正化を目的に介護サービスの利用状況を年4回お知らせしていましたが、国の介護給付適正化計画の見直しに伴い、令和6年5月の発送をもって終了します。